

第2章 フランス

第2章 フランス

第2章 フランス	33
1. 中央省庁の組織機構	33
2. 中央省庁間における「連携」	41
3. スポーツ担当省庁の組織機構	46
4. スポーツ担当省庁と他省庁の「連携」	49
(1) スポーツを通じた健康増進	50
(2) スポーツを通じた国際交流・貢献の推進	55
5. 参考文献	56

第2章 フランス¹

1. 中央省庁の組織機構

2014年3月末に実施された統一地方選挙における与党社会党の大敗を受けてジャン=マルク・エロー首相が3月31日引責辞任し、同日にフランソワ・オランド大統領はマニユエル・ヴァルス(Manuel Valls)内務大臣を首相に任命した。ヴァルス首相は、大臣(Ministre) 16人、及び大臣付担当大臣(Ministre déléguée auprès du ministre)²14人からなる新内閣を発足し、同時に各大臣の権限配分に合わせた省の再編が実施された³。

2014年8月26日、首相に再任命されたヴァルス首相は前内閣における3閣僚を更迭し、主要閣僚を再任のうえ、第二次ヴァルス内閣を発足した。

フランスでは、内閣の発足時または改造時に「政府の構成に関するデクレ」が公布され、閣僚の各々に大臣及び大臣付担当大臣のタイトルが付与される。

大臣のタイトルは、予算の議決単位であるミッション(mission)、執行単位であるプログラム(programme)に概ね対応したネーミングが行われる。予算編成及び執行の基準は2001年制定の予算組織法(LOLF)⁴に定められ、どのプログラム予算の責任ないし権限をどの大臣が負うかは、当年度予算が議決される前年末に公布される「次年度当初予算法により議決した予算及び歳出超過額に関するデクレ」においてミッション及びプログラム毎の次年度予算額と共に大臣のタイトルが示されることによって明確化される⁵。

図表-2-1は、ミッション及びプログラムの責任/権限を負う大臣を、第二次エロー内閣と現在の第二次ヴァルス内閣における大臣タイトル、及び大臣が長を務める府省とで整理したものである。この表からわかることは、フランスでは組閣の際に大臣に予算法上のプログラムの執行責任を割り当てて、その執行責任の組み合わせが大臣タイトルとなり、大臣タイトルに合わせた省が組成される、という流れで省再編が実施されるということである。

¹ 本章においてフランスの通貨を表す場合は、ユーロ又は€と表記する。

参考までに、2013年における対円年平均為替レートは、1ユーロ=129.60円である。

算出根拠：OANDA, Average Exchange Rates (bid rate) <http://www.oanda.com/currency/average>

² 大臣付担当大臣は、エロー内閣の2012年3月16日から2014年4月9日までの期間は副大臣(ministres délégués)と呼ばれていた。内閣の閣僚であるが、大統領が主宰する閣議(Conseil des Ministres)の構成員ではなく、閣議には担当ポートフォリオの関係案件が提出された時のみ出席が認められている。

³ フランスは1958年に議院内閣制の枠組みを採りつつ大統領権限を強化した第五共和国憲法を採用し、大統領が首相の任命権を持つが、閣僚の人選や省再編もまた、大統領の意向が強く反映される。

⁴ LOLF: LOI organique n° 2001-692 du 1er août 2001 relative aux lois de finances

http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000394028&categorieLien=cid%20_blank

予算組織法(LOLF)については、WIP ジャパン(2013b)スポーツ政策調査研究(海外のスポーツ基本計画に関する調査研究)第2章フランスを参照。

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/chousa/detail/1342182.htm

⁵ ミッション及びプログラムは、次年度予算審議時点の大臣タイトルに応じた小幅な変更や統合が行われることがまれにあるものの、概ね不変である。当年度予算を執行中に内閣発足または改造による大臣タイトルの組み合わせが変わって省が再編されても、予算執行単位と大臣の組み合わせを示すデクレは当年末の予算審議を経るまでは公布されない。

第2章 フランス

図表-2-1 予算法上のミッション/プログラムと予算の責任を負う大臣の組み合わせ⁶

MISSION	Programme	番号	第二次エロー内閣 ~2014年3月		第二次ヴァルス内閣 2014年8月~	
			大臣	大臣が長の 府省	大臣	大臣が長の 府省
国家の対外活動	欧州及び全世界における活動	105	外務大臣	外務省	外務国際開発大臣	外務国際開発省
	文化外交及び対外影響	185				
	フランス圏及び領事関係	151				
国家の一般・地域 行政	領土内行政	307	内務大臣	内務省	内務大臣	内務省
	政治、文化、地域行政	232				
	内務行政	216				
農業・漁業・食 糧・林業・農村事 業	農業経済の持続的発展及び農村行政	154	農業農産物加工業林 業大臣	農業農産加工業林業 省	農業農産物加工業林 業大臣	農業農産物加工業林 業省
	森林行政	149				
	食品の品質衛生安全管理	206				
	農業政策の指揮運営	215				
開発援助	経済的・財政的開発援助	110	経済財政大臣	経済財政省	外務国際開発大臣	外務国際開発省
	発展途上国との連帯	209	外務大臣	外務省		
退役軍人・軍歴・ 国家との関係	国家と軍の連携	167	防衛大臣	防衛省	防衛大臣	防衛省
	退役軍人のケア	169				
	コタヤ人迫害被害者に対する補償	158				
国家の諮問機 関・管理	国家委員会及びその他の評議会	165	首相	首相府	首相	首相府
	経済、社会、環境評議会	126				
	会計検査及びその他の財政審議会	164				
	財政高等評議会	340				
文化	文化遺産	175	文化通信大臣	文化通信省	文化通信大臣	文化通信省
	文化創造	131				
	知識移転及び文化の民主化	224				
防衛	状況に応じた防衛政策の発動	144	防衛大臣	防衛省	防衛大臣	防衛省
	軍の雇用対策	178				
	防衛政策の支援	212				
	軍の装備	146				
	軍需産業の技術的向上	402				
政府活動管理	政府活動の調整	129	首相	首相府	首相	首相府
	権利及び自由の保護	308				
	自治行政間の資源共有	333				
	公務におけるデジタル近代化	401				
エコロジー・持続 可能開発整備	インフラ及び交通サービス	203	エコロジー持続可能 開発エネルギー大臣	エコロジー持続可能 開発エネルギー省	エコロジー持続可能 開発エネルギー大臣	エコロジー持続可能 開発エネルギー省
	海上、漁業、水産業の安全	205				
	気象行政	170				
	景観、水質、生物多様性	113				
	地理及び地図作成情報	159				
	危機管理	181				
	エネルギー・気候・試掘	174				
	エコロジー、開発、持続的モビリティ の政治的指揮運営	217				
	環境及び代替エネルギーの先進化	403				
	環境及び代替エネルギー産業プロジェ クト	404				
	都市部及び地方の持続的発展	414				
経済	企業の発展及び観光産業	134	経済財務大臣	経済財務省	経済産業デジタル大 臣	経済産業デジタル省
	経済統計及び経済研究	220				
	年次経済戦略	305				
	産業プロジェクト	405				

⁶ 本表のミッション/プログラムは「2013年12月29日2014年度当初予算法により議決した予算及び歳出超過額に関するデクレ2013-1283号」に基づく。ここに示す大臣は、当該予算の執行の責任を負う大臣であり、必ずしも当該行政事項を所管する大臣ではない。例えばミッション「公権力」のプログラムにある立法府や司法府はその経費に係る予算折衝や予算執行上の責任を財務公会計大臣が負うにすぎず、財務公会計大臣は当然ながら立法府や司法府を所管してはいない。なお、同デクレには第二次エロー内閣当時の大臣が記載されているため、第二次ヴァルス内閣の大臣が所管するミッション/プログラムは、ミッション別の政府ウェブサイトに掲載されている大臣の機能 (fonction) などを根拠に整理した。

Décret n° 2013-1283 du 29 décembre 2013 portant répartition des crédits et découverts autorisés par la loi n° 2013-1278 du 29 décembre 2013 de finances pour 2014

<http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000028402413>

第2章 フランス

MISSION	Programme	番号	第二次エロー内閣 ～2014年3月		第二次ヴァルス内閣 2014年8月～	
			大臣	大臣が長の 府省	大臣	大臣が長の 府省
	イノベーション	406				
	デジタルエコノミー	407				
地域間均衡・住宅・都市	弱者疎外防止及び弱者包摂	107	地域間平等住宅大臣	地域間平等住宅省	住宅地域間平等農村政策大臣	住宅地域間平等農村政策省
	住宅手当	109				
	都市計画、住生活の向上	135				
	都市政策	147				
	地方、住宅、都市政策の指揮運営	337				
国家の財政支出 行為	国の債務及び手持資金管理（概算費）	117	経済財務大臣	経済財務省	財務公会計大臣	財務公会計省
	国の予算復活折衝（概算費）	114				
	予算の節約	145				
	年金資産の増大	168				
	欧州金融安定化基金に対する融資	336				
	欧州投資銀行への資本注入	338				
学校教育	公立小学校	140	国民教育大臣	国民教育省	国民教育高等教育研究省	国民教育高等教育研究大臣
	公立中学校	141				
	学校生活支援	230				
	小中学生の私的 教育	139				
	教育の政策的 支援	214				
	インターンシップ	408				
	農業技術指導	143	農業農産加工業林業大臣	農業農産加工業林業省	農業農産物加工業林業大臣	農業農産物加工業林業省
	国及び地方公共団体の年次予算管理	156	経済財務大臣	経済財務省	財務公会計大臣	財務公会計省
公共財政・人材管理	国の公共財政戦略及び近代化	221				
	経済財政政策の指揮運営	218				
	国際貿易の推進	302				
	国所有建物の維持	309				
	公共の機能	148	国家改革地方分権公務員大臣	国家改革地方分権公務員省	地方分権国家改革公務員大臣	地方分権国家改革公務員省
移民・難民・統合	移民及び難民	303	内務大臣	内務省	内務大臣	内務省
	帰化	104				
司法	司法官	166	国璽尚書、司法大臣	法務省	国璽尚書、司法大臣	法務省
	刑務行政	107				
	青少年の法的保護	182				
	法へのアクセス	101				
	司法政策の指揮運営	310				
	司法官職評議会	335				
メディア・出版・文化産業	報道	180	文化通信大臣	文化通信省	文化通信大臣	文化通信省
	出版及び文化産業	334				
	テレビ及びラジオ放送	313				
	海外放送	115	首相	首相府	首相	首相府
海外県・海外領土	海外領土における雇用	138	海外県海外領土大臣	海外県海外領土省	海外県海外領土大臣	海外県海外領土省
	海外領土における生活	123				
国土政策	国土政策計画の立案	112	首相	首相府	首相	首相府
	地域圏と国の調整	162				
公権力	共和国大統領	501	経済財務大臣	経済財務省	財務公会計大臣	財務公会計省
	国民議会	511				
	貴族院	521				
	議会テレビ中継	541				
	欧州議会フランス代表経費	542				
	憲法院	531				
	高等法院	532				
	共和国法院	533				
引当金	公的会計法定引当金	551	経済財務大臣	経済財務省	財務公会計大臣	財務公会計省
	偶発債務引当金	552				
研究・高等教育	高等教育及び学術研究	150	高等教育研究大臣	高等教育研究省	国民教育高等教育研究大臣	国民教育高等教育研究省
	学生生活支援	231				
	共同科学技術研究	172				
	環境資源経営に係る研究	187				
	宇宙開発に係る研究	193				
	エコシステムに係る研究	409				
	エネルギー・持続可能分野に係る研究	190	エコロジー持続可能開発エネルギー大臣	エコロジー持続可能開発エネルギー省	エコロジー持続可能開発エネルギー大臣	エコロジー持続可能開発エネルギー省
	航空分野に係る研究	410				
	経済産業政策に係る研究及び高等教育	192	生産力再建大臣	生産力再建省	経済産業デジタル大臣	経済産業デジタル省

第2章 フランス

MISSION	Programme	番号	第二次エロー内閣 ～2014年3月		第二次ヴァルス内閣 2014年8月～	
			大臣	大臣が長の 府省	大臣	大臣が長の 府省
	防衛に係る官民共同研究	191	防衛大臣	防衛省	防衛大臣	防衛省
	文化及び科学に係る研究	186	文化通信大臣	文化通信省	文化通信大臣	文化通信省
	農業に係る研究及び高等教育	142	農業農産加工業林業大臣	農業農産加工業林業省	農業農産物加工業林業大臣	農業農産物加工業林業省
公的年金制度	鉄道公社年金	198	エコロジ－持続可能 開発エネルギー大臣	エコロジ－持続可能 開発エネルギー省	エコロジ－持続可能 開発エネルギー大臣	エコロジ－持続可能 開発エネルギー省
	船員年金	197				
	鉱山・たばこ公社等年金	195	経済財務大臣	経済財務省	財務公会計大臣	財務公会計省
地方公共団体との 関係	自治体への財政支援及び関係の構築	119	国家改革地方分権公 務員大臣	国家改革地方分権公 務員省	地方分権国家改革公 務員大臣	地方分権国家改革公 務員省
	地域圏各省への財政支援	120				
	地域圏への財政支援	121				
	競争による調達	122	内務大臣	内務省	内務大臣	内務省
税の還付	国税還付金（概算費）	200	経済財政大臣	経済財政省	財務公会計大臣	財務公会計省
	地方税還付金（概算費）	201				
保健	安全衛生及び予防保健	204	社会厚生大臣	社会厚生省	社会厚生女性権利大 臣	社会厚生女性権利省
	疾病予防	183				
公安	国家警察	176	内務大臣	内務省	内務大臣	内務省
	国家憲兵隊	152				
	交通安全	207				
	防災	161				
連帯・統合・機会 均等	貧困政策	304	社会厚生大臣	社会厚生省	社会厚生女性権利大 臣	社会厚生女性権利省
	公的扶助	106				
	障害及び自立支援	157				
	男女間の平等	137	首相	首相府		
	保健、社会政策、スポーツ、地域生活 の指揮運営	124	社会厚生大臣	社会厚生省	—	—
スポーツ・青少 年・市民生活	スポーツ	219	スポーツ青少年社会 教育市民活動大臣	スポーツ青少年社会 教育市民活動省	都市青少年スポーツ 大臣	都市青少年スポーツ 省
	青少年・市民活動	163				
	青少年対策プロジェクト	411				
労働・雇用	再就職支援	102	労働雇用職業教育労 使対話大臣	労働雇用職業教育労 使対話省	労働雇用職業教育労 使対話省	労働雇用職業教育労 使対話省
	経済変化に対応したジョブの開発	103				
	雇用状況の改善と産業界との連携	111				
	雇用労働政策の設計、運営、評価	155				
	経済変化に対応した職業研修	412				

図表-2-2 第二次ヴァルス内閣の省及び閣僚（2014年8月26日）⁷

省名	閣僚	
	大臣 ministres	大臣付担当大臣 secrétaires d'Etat et participant au conseil des ministres pour les affaires relevant de leurs attributions
共和国大統領府 Président de la République	—	—
首相府 Premier ministre	マニュエル・ヴァルス 首相	<ul style="list-style-type: none"> ジャン= マリー・ル・グエン 首相付 国会関係担当大臣 Jean-Marie Le Guen, chargé des relations avec le Parlement ティエリー・マンドン 首相付 国家改革簡素化担当大臣 Thierry Mandon, chargé de la réforme de l'Etat et de la simplification
外務国際開発省 Ministère des Affaires étrangères et du Développement international	ローラン・ファビウス 外務国際開発大臣 Laurent Fabius, ministre des affaires étrangères et du développement international	<ul style="list-style-type: none"> アルレム・デジール ヨーロッパ問題担当大臣 Harlem Désir, chargé des affaires européennes アニック・ジラルダン 開発フランコフォニー担当大臣 Annick Girardin, chargée du développement et de la francophonie トマス・ティヴノー 貿易観光振興在外フランス人担当大臣 Thomas Thévenoud, chargé du commerce extérieur, de la promotion du tourisme et des Français de l'étranger
エコロジー持続可能開発エネルギー省 Ministère de l'Écologie, du Développement durable et de l'Énergie	セゴレーヌ・ロワイヤル エコロジー持続可能開発大臣 Ségolène Royal, ministre de l'écologie, du développement durable et de l'énergie	<ul style="list-style-type: none"> アラン・ヴィダリス 運輸海洋漁業担当大臣 Alain Vidalies, chargé des transports, de la mer et de la pêche
国民教育高等教育研究省 Ministère de l'Éducation nationale, de l'Enseignement supérieur et de la recherche	ナジャット・ヴァロー=ベルカセム 国民教育高等教育研究大臣 Najat Vallaud-Belkacem ministre de l'éducation nationale, de l'enseignement supérieur et de la recherche	<ul style="list-style-type: none"> ジュヌヴィエーヴ・フィオラソ 高等教育研究担当大臣 Geneviève Fioraso, chargée de l'enseignement supérieur et de la recherche
法務省 Ministère de la Justice	クリスチャーヌ・トビラ 国璽尚書、法務大臣 Christiane Taubira, garde des sceaux, ministre de la justice	—
財務公会計省 Ministère des Finances et des Comptes publics	ミシェル・サパン 財務公会計大臣 Michel Sapin, ministre des finances et des comptes publics	<ul style="list-style-type: none"> クリスチャン・エケルト 予算担当大臣 Christian Eckert, chargé du budget
防衛省 Ministère de la Défense	ジャン=イヴ・ル・ドリアン 防衛大臣 Jean-Yves Le Drian, ministre de la défense	<ul style="list-style-type: none"> カデル・アリフ 退役軍人担当大臣 Kader Arif, chargé des anciens combattants et de la mémoire
社会厚生女性権利省 Ministère des Affaires sociales et de la Santé et des droits des femmes	マリソル・トゥーレーヌ 社会厚生女性権利大臣 Marisol Touraine, ministre des affaires sociales, de la santé et des droits des femmes	<ul style="list-style-type: none"> ローランス・ロシニョル 家族高齢者自立支援担当大臣 Laurence Rossignol, chargée de la famille, des personnes âgées et de l'autonomie セゴレーヌ・ヌヴィル 障害者疎外防止対策担当大臣 Ségolène Neuville, chargée des personnes handicapées et de la lutte contre l'exclusion パスカル・ボアスタール 女性権利担当大臣 Pascale Boistard, chargée des droits des femmes.
労働雇用職業教育労使対話省	フランソワ・レブサメン	—

⁷ フランス政府ポータルサイト <http://www.gouvernement.fr/institutions/composition-du-gouvernement>
 政府の構成に関する2014年8月26日付デクレ（Décret du 26 août 2014 relatif à la composition du Gouvernement）<http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000029405481>

第2章 フランス

省名	閣僚	
	大臣 ministres	大臣付担当大臣 secrétaires d'Etat et participant au conseil des ministres pour les affaires relevant de leurs attributions
Ministère du Travail, de l'Emploi, de la Formation professionnelle et du Dialogue social	労働雇用職業教育労使対話大臣 François Rebsamen, ministre du travail, de l'emploi, de la formation professionnelle et du dialogue social	
内務省 Ministère de l'Intérieur	ベルナル・カズヌーヴ 内務大臣 Bernard Cazeneuve, ministre de l'intérieur	—
農業農産物加工業林業省 Ministère de l'Agriculture, de l'Agroalimentaire et de la Forêt	ステファヌ・ルフォル 農業農産物加工業林業大臣 兼 政府報道官 Stéphane Le Foll, ministre de l'agriculture, de l'agroalimentaire et de la forêt, porte-parole du Gouvernement	—
経済産業デジタル省 Ministère de l'Économie, du Redressement productif et du Numérique	エマニュエル・マクロン 経済産業デジタル大臣 Emmanuel Macron, ministre de l'économie, de l'industrie et du numérique	<ul style="list-style-type: none"> ・キャロル・デルガ 商業手工業消費社会的連帯経済担当大臣 Carole Delga, chargée du commerce, de l'artisanat, de la consommation et de l'économie sociale et solidaire ・アクセル・ルメール デジタル担当大臣 Axelle Lemaire, chargée du numérique
住宅地域間平等農村政策省 Ministère du Logement et de l'Égalité des Territoires et de la Ruralité	シルヴィア・ピネル 住宅地域間平等農村政策大臣 Sylvia Pinel, ministre du logement, de l'égalité des territoires et de la ruralité	—
地方分権国家改革公務員省 Ministère de la Décentralisation et de la Fonction publique	マリリーズ・ルブランシュ 地方分権国家改革公務員大臣 Marylise Lebranchu, ministre de la décentralisation et de la fonction publique	<ul style="list-style-type: none"> ・アンドレ・ヴァリニ 地方改革担当大臣 André Vallini, chargé de la réforme territoriale
文化通信省 Ministère de la Culture et de la Communication	フルール・ペルラン 文化通信大臣 Fleur Pellerin, ministre de la culture et de la communication	—
都市青少年スポーツ省 Ministère de la Ville, de la Jeunesse et des Sports	パトリック・カネル 都市青少年スポーツ大臣 Patrick Kanner, ministre de la ville, de la jeunesse et des sports	<ul style="list-style-type: none"> ・ティエリー・ブライヤール スポーツ担当大臣 Thierry Braillard, chargé des sports.
海外県海外領土省 Ministère des Outre-mer	ジョルジュ・ポー＝ランジュヴァン 海外県海外領土大臣 George Pau-Langevin, ministre des outre-mer	—

図表-2-3 ミッション別法定予算の推移（単位：百万ユーロ）

ミッション	2010年 ⁸	2011年 ⁹	2012年 ¹⁰	2013年 ¹¹	2014年 ¹²
国家の対外活動（Action extérieure de l'Etat）	2,654	2,962	2,901	2,963	2,942
国家の一般・地域行政（Administration générale et territoriale de l'Etat）	2,598	2,570	2,723	2,518	2,840
農業・漁業・食糧・林業・農村事業（Agriculture, pêche, alimentation, forêt et affaires rurales）	3,652	3,583	3,739	3,310	2,993
開発援助（Aide publique au développement）	3,055	4,575	2,758	2,429	4,163
退役軍人・軍歴・国家との関係（Anciens combattants, mémoire et liens avec la Nation）	3,425	3,313	3,160	3,062	2,965
国家の諮問機関・管理（Conseil et contrôle de l'Etat）	590	616	595	654	645
文化（Culture）	2,882	2,717	2,598	2,595	2,575
防衛（Défense）	39,257	41,973	39,962	38,605	41,898
政府活動管理（Direction de l'action du gouvernement）	557	1,525	1,094	1,253	1,386
エコロジー・持続可能開発整備（Ecologie, développement et aménagement durables）	10,320	10,017	9,649	8,360	10,220
経済（Economie）	1,953	2,058	1,976	1,797	3,640
国家の財政支出行為（Engagements financiers de l'Etat）	44,156	46,926	49,921	49,626	47,602
学校教育（Enseignement scolaire）	60,864	61,905	62,223	64,073	65,136
公共財政・人材管理（Gestion des finances publiques et des ressources humaines）	11,553	11,722	11,555	11,681	11,649
移民・難民・統合（Immigration, asile et intégration）	564	564	632	662	647
司法（Justice）	7,366	8,957	9,760	7,335	7,579
メディア（Médias）	1,141	1,451	1,248	1,208	-
メディア・出版・文化産業（Médias, livre, et industries culturelles）	-	-	-	-	864
海外県・海外領土（Outre-mer）	2,168	2,156	2,119	2,188	2,145
経済再建計画（Plan de relancement de l'économie）	2,340	-	-	-	-
国土政策（Politique des territoires）	382	350	330	262	306
公権力（Pouvoirs publics）	1,017	1,018	997	991	989
引当金（Provisions）	73	34	333	334	335
研究・高等教育（Recherche et enseignement supérieur）	25,358	25,359	25,758	25,943	31,050
公的年金制度（Régimes sociaux et de retraite）	5,727	6,028	6,619	6,543	6,513
地方公共団体との関係（Relations avec les collectivités territoriales）	2,675	2,685	2,720	2,749	2,759
税の還付（Remboursements et dégrèvements）	94,208	82,153	85,438	96,163	102,056
保健（Santé）	1,178	1,222	1,376	1,288	1,295
公安（Sécurité）	16,631	16,804	17,153	17,621	18,260
市民安全（Sécurité civile）	449	460	409	408	-
連帯・統合・機会均等（Solidarité, insertion et égalité des chances）	12,271	12,372	12,727	13,401	13,836
スポーツ・青少年・市民生活（Sport, jeunesse et vie associative）	834	418	482	463	539
スポーツ（Sport）	220	205	252	231	230
青少年・市民生活（Jeunesse et vie associative）	192	213	229	231	209
青少年対策プロジェクト（Projets innovants en faveur de la jeunesse）	420	-	-	-	100
労働・雇用（Travail et emploi）	11,350	12,350	10,071	12,443	12,271
都市・住宅（Villes et logement）	7,699	7,672	7,720	-	-
地域間均衡・住宅・都市（Egalité des territoires ; logement et ville）	-	-	-	8,063	8,306
合計	380,947	378,516	380,746	391,037	410,417

⁸ 2009年12月30日付デクレ第2009-1745号

Décret n°2009-1745 du 30 décembre 2009 portant répartition des crédits et découverts autorisés par la loi n°2009-1673 du 30 décembre 2009 de finances pour 2010

⁹ 2010年12月30日付デクレ第2010-1745号

Décret n°2010-1745 du 30 décembre 2010 portant répartition des crédits et découverts autorisés par la loi n°2010-1657 du 29 décembre 2010 de finances pour 2011

¹⁰ 2011年12月28日付デクレ第2011-2003号

Décret n°2011-2003 du 28 décembre 2011 portant répartition des crédits et découverts autorisés par la loi n°2011-1977 du 28 décembre 2011 de finances pour 2012

¹¹ 2012年12月29日付デクレ第2012-1553号

Décret n°2012-1553 du 29 décembre 2012 portant répartition des crédits et découverts autorisés par la loi n°2012-1509 du 29 décembre 2012 de finances pour 2013

¹² 2013年12月29日付デクレ第2013-1283号

Décret n°2013-1283 du 29 décembre 2013 portant répartition des crédits et découverts autorisés par la loi n°2013-1278 du 29 décembre 2013 de finances pour 2014

第2章 フランス

図表-2-4 行政事項別の国家公務員数（2011年、海外領土(DOM)含む、単位：人）¹³

行政事項	ÉPA 行政的 公施設法人 ¹⁴		合計
	Ministère 省		
外務（Affaires étrangères et européennes）	3,950	582	4,532
農業・漁業（Agriculture, alimentation, pêche, ruralité et aménagement du territoire）	33,302	12,845	46,147
経済・財務（Ministères économique et financier）	159,200	58,725	217,925
文化・通信（Culture et Communication）	11,307	13,582	24,889
防衛（Défense et anciens combattants）	284,610	8,218	292,828
エコロジー・持続開発・運輸・住宅（Écologie, développement durable, transports et logement）	71,932	14,287	86,219
教育（Ministères de l'enseignement）	1,006,610	294,181	1,300,791
内務・海外領土・地方・国土開発・移民（Intérieur, Outre-mer, Collectivités territoriales et Immigration）	286,416	1,110	287,526
法務（Justice et Libertés）	76,189	,808	79,667
首相府（Services du Premier ministre）	8,974	1,928	10,902
労働・雇用・保健（Travail, emploi et santé）	23,377	26,539	49,916
合計	1,965,867	432,805	2,398,672
合計（教育を除く）	959,257	138,624	1,097,881

¹³ 2014年度予算法案黄色付属書（PLF2014- Jaunes budgétaires）「公務員に関する報告書 2014」

Rapport sur l'Etat de la fonction publique et les rémunérations 2014 p.83

Figure 1.3-6 : Évolution des effectifs physiques des ministères et de leurs EPA rattachés entre le 31 décembre 1998 et le 31 décembre 2011 (1) en France (Métropole + DOM)

<http://www.fonction-publique.gouv.fr/statistiques/jaunes-budgetaires-1>

¹⁴ 行政的公施設法人については、WIP ジャパン（2013a）平成 24 年度 スポーツ庁の在り方に関する調査研究 第2章フランス p.147 を参照。 http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/chousa/detail/1333391.htm

2. 中央省庁間における「連携」

前項で示したとおり、フランスでは大臣が所管する行政事項に合わせて省が編成されるが、大臣の所管行政事項は、予算組織法（LOLF）に基づいて毎年度末に予算法案（PLF）が審議、議決され、次年度当初予算法（LFI）が成立することにより特定される。

予算法に示された個別のプログラムは特定の府省によって実施される。それとは別に、国が優先して推進する政策事項に関係する府省個別のプログラムは、省間横断的に実施する横断的政策（politique transversale）の優先プログラム（axe programme）に組み込まれる。横断的政策は横断的政策書類（DPT: documents de politique transversale; 以下 DPT）にまとめられ、DPT は次年度予算法案（PLF）審議の際の添付資料として用いられる¹⁵。

DPT の予算法案添付は、2006 年末の 2007 会計年度予算審議時に初めて導入された。これは優先的な府省間連携項目を特定して関係府省の大臣の責務とし、予算の府省間移用ルールの明確化を図るもので、2005 年 7 月改正予算組織法第 51 条 5 項を根拠とする。

府省間の連携は、府省が共同設置する会合で実現が図られるのが、過去から現在に至るまでの伝統的な手法である¹⁶。しかし、関係府省の上級官僚らで構成される府省間連携会議（réunions interministérielles）の数は年々増加し、2007 年には設置された府省間連携会議の数が約 1,600 個であったのに対し、関係府省の閣僚らで構成される関係大臣委員会（comités interministériels）の設置数は、1980 年代前半と対比して 70%も減少していた¹⁷。

このような背景のもとに 2006 年末の次年度予算審議から導入された DPT は、府省間の連携を要し国家的な優先度が高い政策については、予算審議に先立って設置された関係大臣委員会にて審議され、同委員会の責任においてプログラムの接合を図り、関係府省が自らの業績目標を達成することで横断的政策の全体的な達成を目指すものである。

首相は、次年度の横断的政策項目の主管大臣（ministre chef de file）を任命する¹⁸。主管大臣は関係大臣委員会の幹事役という位置づけのため、当該横断的政策の主たるミッシ

¹⁵ 毎年末の予算審議の際に次年度予算法案に付属する資料には、DPT（横断的政策書類）の他に、財政高等評議会、国民議会、元老院の各財務委員会議事録ならびに意見書、年次業績計画書（PAP: projets annuels de performances）、予算会計管理システム CHORUS で用いるプログラム/アクション別コード一覧（La nomenclature d'exécution）、付属予算及び国庫特別勘定の説明書類、などがある。

¹⁶ 府省間連携のために設置される政府会合には、府省間連携会議、関係大臣委員会のほかに、首相が特定政策のために大臣及び府省の上級官僚らを構成員として設置する特別委員会（comités restreints）がある。Comment le Gouvernement coordonne-t-il son action ? <http://www.vie-publique.fr/decouverte-institutions/institutions/fonctionnement/premier-ministre/gouvernement-fonctionnement/comment-gouvernement-coordonne-t-il-son-action.html>

¹⁷ 2007 年 2 月 1 日、首相府は、予算組織法に基づき 2005 年から実施していた会計監査近代化政策の第 6 段階として、國務院（Conseil de l'Etat）と財政監査局（Inspection générale des Finances）及び各府省の上級官僚らにより構成される委員会を設置した。同委員会は大臣らの間における連携の在り方、意思決定及び政策執行プロセスの明確化、中央府省各局の組織及び人員の減量、首相府が主導する府省間連携における各府省の事務次官の役割、関係大臣委員会及び府省間連絡会議の機能の向上方策などに関して検討を行い、これらをまとめた「府省間業務の調整に関する予算近代化監査委員会報告書」は 2007 年 7 月に公表された。Conseil d'État, IGF (2007) 'Mission d'audit de modernization rapport sur la coordination du travail interministériel' <http://www.ladocumentationfrancaise.fr/rapports-publics/074000464/>

¹⁸ Guide de lecture des documents de politique transversale (Septembre 2012) http://www.performance-publique.budget.gouv.fr/ressources-documentaires/documentation-budgetaire/guide-lecture-documents-budgetaires#.VA6_ZvmKVcY

以下に、横断的政策の例として、DPT2008 から現在まで継続して実施されている‘青少年政策（Politique en faveur de la jeunesse）’²¹ を採り上げる。

横断的政策は共通して、複数の優先プログラムと、複数の優先プログラムに対する業績目標が設定される。優先プログラムに対する業績目標は、府省が次年度予算法案の添付書類として毎年度策定する PAP（年次業績計画書）のなかで設定するプログラム番号、及びその細目である業績目標と一致する²²。

例えば、‘青少年政策’の DPT2013 における業績目標番号 9 ‘青少年の日常生活の保護’は、4つの異なる府省が各々の PAP に設定したプログラム及び業績目標番号の集合体であり、‘青少年の日常生活の保護’という業績目標は、これら4つの府省が各々の業績目標を達成することで達成することになる（図表-2-7）。

図表-2-7 横断的政策項目 ‘青少年政策’ DPT2013、及び PAP2013 の関係

DPT2013（横断的政策書類）における横断的政策項目				PAP2013（年次業績計画書）		
優先プログラム Axe Programme	番号	業績目標 objectifs	準優先プログラム sous-axe Programme (= PAP2013 のプログラム)	プログラム 番号	業績 目標 番号	プログラムを 所管する府省
府省間における 青少年政策の強化	1	青少年政策の先進化による 能力向上の推進	青少年・市民活動	163	1	スポーツ青少年社会教育市民活動省
全ての若者への 教育及び指導訓練の保証	2	生徒の学修終了時における 基礎能力修得の推進	公立小学校	140	1	国民教育省
			公立中学校	139	1	国民教育省
	3	生徒の学修終了時における 修得レベルの最大化を図る	小中学校の私的教育局	141	1	国民教育省
			公立中学校	139	2	国民教育省
	4	家庭環境が恵まれず特別に 教育を要する生徒の学修成 果の増大	公立小学校	140	2	国民教育省
			小中学校の私的教育局	141	2	国民教育省
公立中学校			139	3	国民教育省	
5	高等教育機関の訓練に対す る平等なアクセスの支援	都市政策	147	2	地域間平等住宅省	
6	高等教育機関の訓練に対す る平等なアクセスの支援	学生生活支援	231	1	高等教育研究省	
		小中学校の私的教育局	141	3	国民教育省	
		高等教育及び学術研究	150	1	高等教育研究省	
青少年の保護に 係る枠組みの構築	7	学校における健康推進活動 の促進	高等教育及び学術研究	150	2	高等教育研究省
			学校生活支援	230	2	国民教育省
			学生生活支援	231	3	高等教育研究省
			食品の品質衛生安全管理	206	4	農業農産加工業林業省
8	就業に向けた教育支援によ る若者の住宅確保の向上	住宅手当	109	1	地域間平等住宅省	
		青少年・市民活動	163	3	スポーツ青少年社会教育市民活動省	
9	青少年の日常生活の保護	学校生活支援	230	1	国民教育省	
		公的扶助	106	2	社会厚生省	
		交通安全	207	2	内務省	
青少年の能力開 発への関与	10	全ての青少年のスポーツ活 動を促進	スポーツ	219	1	スポーツ青少年社会教育市民活動省
			知識移転及び文化の民主化	224	2	文化通信省
			文化創造	131	3	文化通信省
11	文化への平等なアクセスと 芸術文化活動の奨励	文化遺産	175	2	文化通信省	
		小中学校の私的教育局	141	3	国民教育省	
青少年の自立に 向けた支援	12	公立中学校卒業時のエンブ ロイアビリティの向上	農業技術指導	143	1	農業農産加工業林業省
			高等教育及び学術研究	150	1	高等教育研究省
			農業に係る研究及び高等教育	142	1	農業農産加工業林業省
13	高等教育修了者のエンブ ロイアビリティの向上	高等教育及び学術研究	150	1	高等教育研究省	
		農業に係る研究及び高等教育	142	1	農業農産加工業林業省	

²⁰ Lois, projets de lois et documents annexés par année
<http://www.performance-publique.budget.gouv.fr/documents-budgetaires/lois-projets-lois-documents-annexes-annee>

²¹ 横断的政策項目 ‘青少年政策’ の DPT2008 及び DPT2009 における名称は、‘青少年の専門能力向上支援（Orientation et insertion professionnelle des jeunes）’であった。

²² PAP（年次業績計画書）については、WIP ジャパン（2013b）pp.33-78 を参照。

第2章 フランス

DPT2013（横断的政策書類）における横断的政策項目				PAP2013（年次業績計画書）		
優先プログラム Axe Programme	番号	業績目標 objectifs	準優先プログラム sous-axe Programme (= PAP2013 のプログラム)	プログラム 番号	業績 目標 番号	プログラムを 所管する府省
	14	専門的支援機関による若者の持続的雇用に向けた支援	経済産業政策に係る研究及び高等教育	192	5	生産力再建省
			知識移転及び文化の民主化	224	1	文化通信省
			再就職支援	102	1	労働雇用職業教育労使対話省
			再就職支援	102	3	労働雇用職業教育労使対話省
			経済変化に対応したジョブの開発	103	4	労働雇用職業教育労使対話省
			海外領土における雇用	138	2	海外県海外領土省
	15	学習を通じた青少年の雇用アクセスの向上	経済変化に対応したジョブの開発	103	4	労働雇用職業教育労使対話省
			教育の開発及び近代化に係る契約化	788	1	労働雇用職業教育労使対話省
			見習い訓練制度導入企業に対する税額控除	789	1	労働雇用職業教育労使対話省
			見習い訓練制度導入企業に対する税額控除	789	2	労働雇用職業教育労使対話省
	16	法的保護を要する青少年政策の振興	青少年の法的保護	182	1	法務省
	17	青少年の市民活動参加を促進	青少年・市民活動	163	1	スポーツ青少年社会教育市民活動省
			学校生活支援	230	1	国民教育省
			国家と軍の連携	167	1	防衛省

(DPT2013、及び PAP2013 の記述を整理)²³

注：PAP2013 におけるプログラムを所管する省は、第二次エロー内閣（2012年6月18日～2014年3月31日）当時の省名で記載されている。現在の第二次ヴァルス内閣における省名との対照は、図表-2-1 を参照。

また、DPT の業績目標番号 10 ‘全ての青少年のスポーツ活動を促進’ の場合は、対応する PAP プログラム番号は ‘プログラム 219 「スポーツ」’ のみとなっており、これはスポーツ担当省のみが所管する。この場合、DPT の業績目標番号 11 のプログラムを所管する文化通信省と、DPT の業績目標番号 10 のプログラムを所管するスポーツ担当省がともに PAP における業績目標に設定した成果目標及びサブ指標を達成することにより、横断的政策における DPT の優先プログラム ‘青少年の能力開発への関与’ の達成が図られることになる。

PAP における業績目標、成果指標、サブ指標は、例えば次のように示される。

図表-2-8 PAP2013 プログラム 219 「スポーツ」業績目標 1 (objectif n° 1) の構造

業績目標 Objectifs	成果指標 Indicateur	サブ指標 Sous-indicateur		単位 Unité	2010 実績	2011 実績	2012 計画	2012 見込	2013 計画	2015 目標
		1.1.1	1.1.2							
業績目標 1 優先市民層に傾注し、スポーツ活動への参加、とりわけクラブスポーツへの参加を促進する	成果指標 1.1： スポーツ連盟が発行するライセンスの状況	1.1.1	ライセンスの数（海外県含む）	百万件	17.4	17.5	18.0	17.7	17.9	18.3
		1.1.2	フランス政府発行のライセンスの割合（海外県除く）	%	26.8	27.1	27.4	27.4	27.6	27.8
		1.1.3	20歳未満のライセンス取得率（海外県除く）	%	37.7	37.6	37.9	37.9	38.0	38.2
		1.1.4	ライセンス取得者に占める女性の割合（海外県除く）	%	18.9	19.4	19.5	19.7	19.9	20.3
		1.1.5	ZUS（問題の生じやすい都市部）ライセンスの割合（海外県除く）	%	11.1	12.1	10.6	12.2	12.6	13.0
	成果指標 1.2： CNDS が地域に配分する補助金の額	1.2.1	補助金交付額 2,500€未満の割合	%	71.6	69.7	69.0	69.0	68.0	66.0
		1.2.2	補助金交付額 2,500€以上 5,000€未満の割合	%	14.9	15.6	16.5	16.3	16.8	18.0
		1.2.3	補助金交付額 5,000€以上の割合	%	13.5	14.7	14.5	14.7	15.2	16.0
	成果指標 1.3： CNDS の財政支援対象である特定グループに対して地域圏が交付する補助金の状況	1.3.1	障害者に対する財政支援額／財政支援総額	%	4.2	4.7	4.6	4.8	5.0	5.5
		1.3.2	女子・女性に対する財政支援額／財政支援総額	%	5.2	5.3	5.2	5.4	5.6	6.0
		1.3.3	社会的弱者に対する財政支援額／財政支援総額	%	28.4	27.1	24.5	27.3	27.5	28.5
		1.3.4	初等学校に対する財政支援額／財政支援総額	%	34.6	33.5	41.0	34.0	35.0	36.5

(PAP2013 Sport, jeunesse et vie associative より整理)²⁴

²³ Document de politique transversale projet de loi de finances pour 2013, Politique en faveur de la jeunesse

http://www.performance-publique.budget.gouv.fr/sites/performance_publique/files/farandole/ressources/2013/pap/pdf/PAP2013_BG_Sport_jeunesse_vie_associative.pdf

²⁴ Sport, jeunesse et vie associative (PAP 2013)

http://www.performance-publique.budget.gouv.fr/sites/performance_publique/files/farandole/ressources/2013/pap/pdf/PAP2013_BG_Sport_jeunesse_vie_associative.pdf

横断的政策項目のタイトルは毎年変わらなくとも、内容は関係大臣委員会によって毎年見直しが行われている。‘青少年政策’のDPT2014（図表-2-9）とDPT2013（図表-2-7）を見比べると、DPTの業績目標と準優先プログラムの対応を適宜組み替えることで、横断的政策の最適化が図られていることがわかる。

図表-2-9 横断的政策項目 ‘青少年政策’ DPT2014、及び PAP2014 の関係

DPT2014（横断的政策書類）における横断的政策項目				PAP2014（年次業績計画書）		
優先プログラム Axe Programme	番号	業績目標 objectifs	準優先プログラム sous-axe Programme (= PAP2014 のプログラム)	プログラム 番号	業績 目標 番号	プログラムを 所管する府省
青少年の能力開発への関与	1	青少年の市民活動参加を促進	青少年・市民活動	163	1	スポーツ青少年社会教育市民活動省
			学校生活支援	230	1	国民教育省
	2	青少年の海外自由移動の推進	国家と軍の連携	167	1	防衛省
			青少年・市民活動	163	1	スポーツ青少年社会教育市民活動省
3	文化への平等なアクセスと芸術文化活動の奨励	知識移転及び文化の民主化	224	2	文化通信省	
		文化創造	131	3	文化通信省	
4	全ての青少年のスポーツ活動を促進	文化遺産	175	2	文化通信省	
		スポーツ	219	1	スポーツ青少年社会教育市民活動省	
教育を優先課題とし、指導・訓練を実施	5	全生徒に必修科目の知識とスキルの修得を	公立小学校	140	1	国民教育省
			公立中学校	139	1	国民教育省
	6	生徒の学修終了時における修得レベルの最大化を図る	小中学校の私的教育局	141	1	国民教育省
			公立中学校	139	2	国民教育省
			公立中学校	139	4	国民教育省
	7	進学への奨励及び学位取得の促進	都市政策	147	2	地域間平等住宅省
			公立中学校	141	2	国民教育省
雇用と雇いアビリティの振興	8	公立中学校卒業時の雇いアビリティの向上	高等教育及び学術研究	150	1	高等教育研究省
			高等教育及び学術研究	150	2	高等教育研究省
	9	高等教育修了者の雇いアビリティの向上	公立中学校	141	2	国民教育省
			農業技術指導	143	1	農業農産加工業林業省
			農業技術指導	142	1	農業農産加工業林業省
	10	学習を通じた青少年の雇用アクセスの向上	経済産業政策に係る研究及び高等教育	192	5	生産力再建省
			知識移転及び文化の民主化	224	1	文化通信省
			経済変化に対応したジョブの開発	103	4	労働雇用職業教育労使対話省
			教育の開発及び近代化に係る契約化	788	1	労働雇用職業教育労使対話省
	11	教育訓練への平等なアクセスの確保	見習い訓練制度導入企業に対する税額控除	789	1	労働雇用職業教育労使対話省
見習い訓練制度導入企業に対する税額控除			789	2	労働雇用職業教育労使対話省	
見習い訓練制度導入企業に対する税額控除			789	2	労働雇用職業教育労使対話省	
12	法的保護を要する青少年政策の振興	学生生活支援	231	1	高等教育研究省	
		再就職支援	102	1	労働雇用職業教育労使対話省	
		再就職支援	102	3	労働雇用職業教育労使対話省	
		経済変化に対応したジョブの開発	103	4	労働雇用職業教育労使対話省	
13	専門的支援機関による若者の持続的雇用に向けた支援	海外領土における雇用	138	2	海外領土省	
		学校生活支援	230	2	国民教育省	
		学生生活支援	231	3	高等教育研究省	
生活の向上	14	学校における健康推進活動の促進	食品の品質衛生安全管理	206	4	農業農産加工業林業省
			住宅手当	109	1	地域間平等住宅省
			青少年・市民活動	163	3	スポーツ青少年社会教育市民活動省
	15	就業に向けた教育支援による若者の住宅確保の向上	学校生活支援	230	1	国民教育省
			公的扶助	106	2	社会厚生省
			交通安全	207	2	内務省
			交通安全	207	2	内務省

(DPT2014、及び PAP2014 の記述を整理) ²⁵

注：PAP2014 におけるプログラムを所管する省は、第二次エロー内閣（2012年6月18日～2014年3月31日）当時の省名で記載されている。現在の第二次ヴァルス内閣における省名との対照は、図表-2-1 を参照。

²⁵ Document de politique transversale projet de loi de finances pour 2014, Politique en faveur de la jeunesse
http://www.performance-publique.budget.gouv.fr/sites/performance_publique/files/farandole/ressources/2014/pap/pdf/dpt/DPT2014_politique_jeunesse.pdf

第2章 フランス

3. スポーツ担当省庁の組織機構

フランスのスポーツ担当省は、2014年8月の第二次ヴァルス内閣発足を受けて、第一次ヴァルス内閣の‘女性権利都市青少年スポーツ省’を再編した‘都市青少年スポーツ省’が担うこととなった。

図表-2-10 スポーツ担当省とスポーツ大臣

	第二次エロー内閣 2012.6.18～2014.3.31	第一次ヴァルス内閣 2014.4.1～2014.8.25	第二次ヴァルス内閣 2014.8.26～
スポーツ担当省 Le ministère chargé des Sports	スポーツ青少年社会教育市民活動省 Ministère des Sports, de la Jeunesse, de l'Éducation populaire et de la Vie associative	女性権利都市青少年スポーツ省 Ministère des Droits des femmes, de la Ville, de la Jeunesse et des Sports	都市青少年スポーツ省 Ministère de la Ville, de la Jeunesse et des Sports
大臣 Ministre	ヴァレリー・フルネロン スポーツ青少年社会教育市民活動大臣 Valérie Fourneyron Ministre des Sports, de la Jeunesse, de l'Éducation populaire et de la Vie associative	ナジャット・ヴァロー＝ベルカセム 女性権利都市青少年スポーツ大臣 Najat Vallaud-Belkacem Ministre des Droits des femmes, de la Ville, de la Jeunesse et des Sports	パトリック・カネル 都市青少年スポーツ大臣 Patrick Kanner, Ministre de la ville, de la jeunesse et des sports
大臣付担当大臣 Ministre déléguée auprès du ministre	—	ティエリー・ブライヤール スポーツ担当大臣 Thierry Braillard Secrétaire d'État chargé des sports	ティエリー・ブライヤール スポーツ担当大臣 Thierry Braillard Secrétaire d'État chargé des sports

都市青少年スポーツ大臣の権限を定めたデクレは、2014年9月時点で公布されていない。従前の‘2014年4月16日付女性権利都市青少年スポーツ大臣の権限に関するデクレ第2014-409号’においては、「女性の権利、ジェンダー平等、都市、青少年の身体活動及びスポーツ活動ならびに地域活動、公教育に関する政府の政策を策定、執行すること」と規定されていた²⁶。

スポーツ担当大臣の役割は、‘2014年4月29日付スポーツ担当大臣の権限に関するデクレ第2014-439号’の第1条に「スポーツに関する全ての事項を執り行い、身体活動及びスポーツの振興ならびに組織に関する政策の策定及び執行に関与し、これらの権限は女性大臣が付与する」、第2条に「スポーツ局、及び、広報室を所掌する」、第3条に「その権限を行使するにあたり、女性権利都市青少年スポーツ大臣の代理として署名、または連署することができる」と規定されていた²⁷。なお、広報室とは、人事、官房事務、監査、防衛高官と並ぶ、行政各省に必置とされる官房組織のひとつである。

スポーツ局は、3個の準局のほか、法規制、財務、人事に係る各分掌（mission）、スポーツ技術職実践管理センター（CTS: Centre de gestion opérationnelle des cadres techniques sportifs）により構成され、2014年3月27日現在の職員数は合計152人である²⁸。3個の準局とは、連盟活動・高水準スポーツ準局（Sous-direction de la vie fédérale et du

²⁶ 女性省ウェブサイト、女性権利都市青少年スポーツ大臣の権限（Attributions de la ministre des droits des femmes, de la ville, de la jeunesse et des sports）

<http://femmes.gouv.fr/la-ministre-2/attributions-du-ministre-des-droits-des-femmes/>

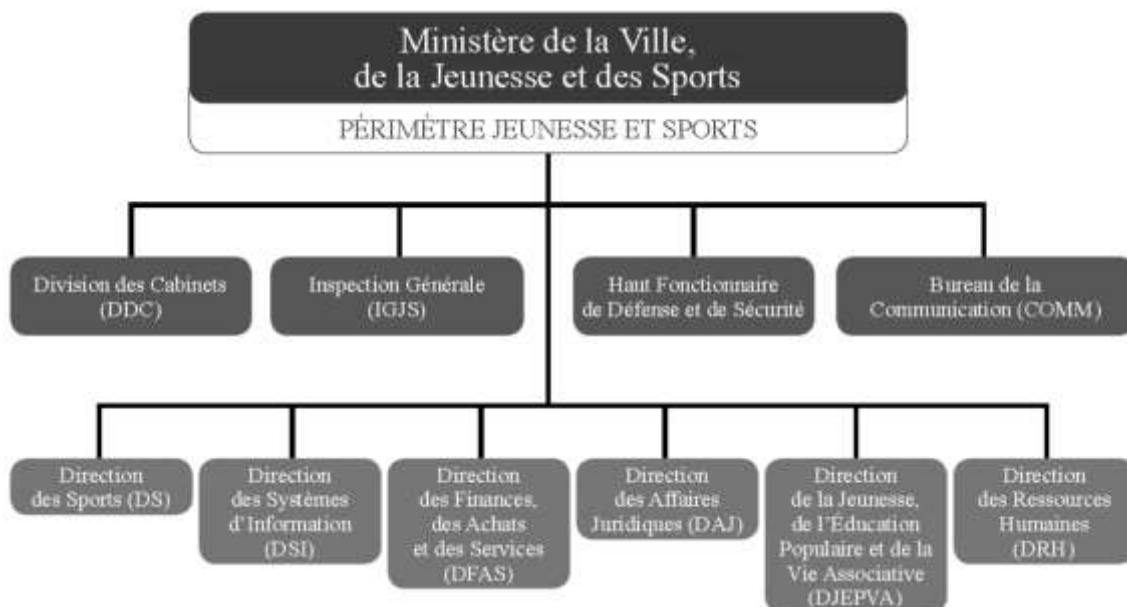
²⁷ Décret n° 2014-439 du 29 avril 2014 relatif aux attributions déléguées au secrétaire d'Etat chargé des sports

²⁸ スポーツ局ウェブサイト Direction des sports (DS) Organisation

<http://sports.gouv.fr/organisation/missions-organisation/administration-centrale/article/Direction-des-sports-DS-15368>

sport de haut niveau)、地域活動・スポーツ活動推進・スポーツ倫理準局 (Sous-direction de l' action territoriale, du développement des pratiques sportives et de l' éthique du sport)、雇用・研修教育準局 (Sous-direction de l' emploi et des formations) であり、これらの所掌事務は、設置根拠法である '2005 年 12 月 30 日付青少年スポーツ市民活動省中央行政組織の局及び準局組織にかかわるアレテ' に規定されている²⁹。

図表-2-11 都市青少年スポーツ省組織図 (2014 年 9 月現在)³⁰



スポーツ局の所管事項は、'2005 年 12 月 30 日付青少年スポーツ市民活動省中央行政組織にかかわるデクレ第 2005-1795 号' 第 2 条により、次のとおり規定される³¹。

- 国内及び国際的市民スポーツ、ならびに、教育担当省及び高等教育担当省と連携して、学校及び大学でのスポーツを所掌する。
- 高水準スポーツからみんなのスポーツまで、身体的及びスポーツ活動における政策を策定、実施する。
- 総監査部 (Inspection générale) と連携して、スポーツ政策の評価を行う。
- スポーツ連盟及びプロのスポーツ実践における管理規則を策定する。
- 国際的なスポーツ関係の発展に貢献する。大規模な国際的スポーツイベントのフランスへの招致を促進する。

²⁹ 2005 年 12 月 30 日付青少年スポーツ市民活動省中央行政組織の局及び準局組織にかかわるアレテ Arrêté du 30 décembre 2005 portant organisation des directions et sous-directions de l'administration centrale du ministère chargé de la jeunesse, des sports et de la vie associative
 なお、同アレテは 2013 年 3 月 1 日が最終改正日となっており、2014 年 4 月及び 8 月の省再編に伴うスポーツ局の体制変更は、2014 年 9 月現在反映されていない。都市青少年スポーツ省ウェブサイトの記述も、最終更新日が 2014 年 3 月 27 日となっている。
<http://www.sports.gouv.fr/organisation/missions-organisation/administration-centrale/article/Direction-des-sports-DS-15368>

³⁰ Organigramme du ministère de la Ville, de la Jeunesse et des Sports
<http://www.sports.gouv.fr/organisation/missions-organisation/administration-centrale/article/Organigramme-du-ministere-de-la-Ville-de-la-Jeunesse-et-des-Sports-Perimetre-Jeunesse-et-Sports>

³¹ Décret n°2005-1795 du 30 décembre 2005 portant organisation de l'administration centrale du ministère de la jeunesse, des sports et de la vie associative

第2章 フランス

- すべての市民が身体的及びスポーツ活動へアクセスすることを奨励し、それらの活動の安全性を確保するための活動を実施する。スポーツの社会的、教育的機能の価値を高める活動を支援する。
- 自然スポーツの開発を監視する。
- スポーツ連盟の後見的監督となり、公役務の任務を遵守しているかを監視する。
- スポーツにおける地方出先機関の活動を推進、調整する。スポーツ担当大臣の監督下に置かれた公施設法人によって実施されるスポーツ分野における活動の方針を決定する。
- 厚生担当大臣の部局と連携し、スポーツにおける保健政策を策定する。予防、医療監視、研究及び教育における活動に取り組み、スポーツマンの健康保護を確保し、ドーピング対策を行う。
- 身体的活びスポーツ活動に関する法令を策定し、その実施を監視する。
- 雇用及び研修教育を所掌する。青少年社会教育市民活動局と連携して、推進活動、スポーツ及び市民活動における経済産業部門の促進、国土整備、持続可能開発に貢献し、雇用及び市民活動の発展につながる政策を策定、実施する。
- 地方出先機関及びスポーツ担当大臣の監督下に置かれた公施設法人によって推進される雇用及び研修教育のための活動を推進、調整する。
- 青少年社会教育市民活動局と連携して、推進活動及びスポーツにおける実践を発達させるために必要な職業上の能力と資格を分析する。全国レベルで適用される方針を決定する。
- 青少年社会教育市民活動局と連携して、スポーツ、推進活動、市民活動の分野において、職業上の免状及び研修教育に関する規則、及び知識経験の評価に関する規則を策定する。また、それらの適用を監視する。
- 全国レベルでの資格試験の運営及び知識経験の評価手続きの実施を推進、調整する。
- スポーツ局が制定した規則の適用により交付された資格や免状以外の免状、職業上の肩書、あるいは資格証書によって証明された資格を認定する。
- 外国の資格及び免状の同等性を定める。
- 国立青少年社会教育研究所 (Institut national de la jeunesse et de l'éducation populaire) を除き、公施設法人を後見監督し、組織上の文書を策定する。
- スポーツ局は、中央機関、地方出先機関、スポーツ担当大臣の監督下に置かれた公施設法人に対して、管轄する分野において専門かつ諮問的な法務機能を担う。
- 管轄する分野において、裁判権に対する大臣の代理を務める。
- 予算及び財務機能を担い、担当する予算プログラムにおける予算額を策定する。スポーツ施設における技術的諮問機能及び予算プログラム機能を担う。

4. スポーツ担当省庁と他省庁の「連携」

これまで示したとおり、フランスにおける府省間の連携は府省間連絡会議や関係大臣委員会などの会合を通じて実施され、2007 会計年度からは国の優先プログラムが複数の府省のプログラムの集合体である「横断的政策項目」に示されるようになった。

スポーツのプログラムは、近年の横断的政策項目のなかでは「青少年政策」に組み込まれているが、スポーツ担当省のみが実施するもので、他府省との連携は特に示されていない。

したがって本項では、フランスにおける近年のスポーツ政策のうち、本調査の調査対象である6つの政策項目について、過去にスポーツ担当省と他府省との間で何らかの連携/協力が行われた例に着目して整理する。

図表-2-12 6つの政策項目におけるスポーツ担当省と他省の連携状況

政策項目	スポーツ担当省の役割	他省との連携/協力	概要	本項における小項目
① スポーツを通じた健康増進	主管	国民教育省 社会厚生省 ほか	<ul style="list-style-type: none"> 2008 年、スポーツ担当省は5つの府省と連携して PNAPS（身体活動及びスポーツの国家的予防保健計画）を策定 2012 年、スポーツ担当省と社会厚生省は共同で APS（身体活動及びスポーツ活動）政府計画を策定 2013 年、スポーツ担当省は国民教育省、社会厚生省と連携し、スポーツ活動による健康被害予防のための「金に値する習慣（10 réflexes en or!）」キャンペーンを実施。 	(1)
② 障害者スポーツの振興	主管	—	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ担当省の地方出先機関である青少年・スポーツ・社会統合地域圏局（DRJSCS）及び省庁間泉局（DDI）を通じて「スポーツと障害者」政策を展開。 スポーツ担当省の執行機関である国立スポーツ振興センター（CNDS）を通じた助成、補助金支援を実施。 	—
③ スポーツ産業の振興や、スポーツ産業との連携を通じた競技力強化	—	—	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ担当省、執行機関の何れも当政策を実施せず。 	—
④ 地域のスポーツ施設の整備	主管	—	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ担当省の執行機関である国立スポーツ振興センター（CNDS）が地域圏のスポーツ施設の建設・改修事業に対して補助金を割り当てる。 これとは別に、国・地域圏プロジェクト契約（CPER）で複数年に亘る整備計画が策定され、交付金は国から地域圏に直接交付される。 	—
⑤ スポーツを通じた地域活性化	主管	—	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ担当省の年次予算項目は4つのアクションに分けられ、その一番目がアクション1「最大多数のためのスポーツ振興」としてスポーツを通じた地域活性化のための事業に予算が振り分けられる。 	—
⑥ スポーツを通じた国際交流・貢献の推進	主管	外務省 (2014 年)	<ul style="list-style-type: none"> 2014 年 1 月 15 日、スポーツ担当省とフランス外務省は、スポーツ外交強化に係る共同イニシアティブを公表。 	(2)

以下に、スポーツ担当省と他府省との連携/協力の例がみられる2つの政策項目について解説する。

第2章 フランス

(1) スポーツを通じた健康増進

フランスにおいて、健康増進や予防保健に係る国家的な政策は、他の主要政策と同様に、関係府省との密接な連携を通じて推進される。

スポーツまたは身体活動は、保健政策における重要なファクターと位置付けられており、近年では保健担当省とスポーツ担当省のみならず、他のさまざまな行政機関が連携して国民の健康増進対策に取り組んでいる。

近年における国による健康増進政策のうちスポーツと関係するものには、以下の3つが挙げられる。

図表-2-13 近年におけるスポーツを通じた健康増進に係る府省間連携政策

項	実施年	スポーツを通じた健康増進政策	政策の実施にあたって連携した府省
①	2008年	PNAPS（身体活動及びスポーツの国家的予防保健計画）の策定	スポーツ担当省（兼厚生担当省） ³² 、国民教育省、内務省、労働社会統合連帯省、エコロジー持続可能開発エネルギー省、法務省
②	2012年	APS（身体活動及びスポーツ活動）政府計画の閣議決定	スポーツ担当省、社会厚生省
③	2013年	スポーツ活動による健康被害防止のための‘ ^{きん} 金に値する10の習慣’キャンペーンの実施	スポーツ担当省、国民教育省、社会厚生省

以下に、これら3つの政策における府省間連携の概要を示す。

① PNAPS（身体活動またはスポーツによる国家的予防保健計画）

2008年12月11日、バシュロ=ナルカン厚生青少年スポーツ市民生活大臣は、PNAPS（身体活動またはスポーツによる国家的予防保健計画）報告書を公表した³³。

同報告書の編集責任者は、IRMES（スポーツに関する生物医学・疫学研究機関）のディレクター、ジャン=フランソワ・トゥーサン（Jean-François Toussaint）である。

PNAPSは、APS（Activité Physique ou Sportive；身体活動またはスポーツによる保健）の重要性に着目した計画である。PNAPSは、近年においてテレビやネットが日常生活に浸透したことによる国民の運動不足（la sédentarité）を数々の慢性疾患のリスク発生要因として捉え、それを実証するために産学官の一流の専門家が科学的な分析を実施し、分析結果にもとづく運動不足政策の望ましい在り方がまとめられたものである³⁴。

PNAPS報告書には、CPSS（スポーツ及び予防保健委員会）と、CPSSの下に設置された8つの分科会（groupe）の委員及び参考人らによる知見が結集されている。委員は延べ77人、参考人は延べ124人がPNAPS策定にあたって協力した。

図表-2-13は、委員会及び分科会の構成を示したものである。各分科会の委員及び参考

³² 2008年、第二次フィヨン内閣における厚生担当省は厚生青少年スポーツ市民生活省（Ministere Sante, Jeunesse, Sports et Vie Associative）であり、スポーツ担当省を兼ねていた。

³³ PNAPS（Plan National de prévention par l'Activité Physique ou Sportive）
<http://www.sante.gouv.fr/plan-national-de-prevention-par-l-activite-physique-ou-sportive-pnaps.html>

³⁴ Sante medicine.net Plan National de prévention activité physique ou sportive
<http://sante-medicine.commentcamarche.net/contents/640-plan-national-de-prevention-activite-physique-ou-sportive>

人には、厚生青少年スポーツ市民生活省の事務次官をはじめ、関係各府省の上級公務員が1人ないし2人就任している。

また、官からは INPES（国立健康教育・疾患予防研究所）など国の機関の代表、地域圏出先機関の官僚、保健関係の公施設法人の代表などが、民間からは大学有識者、専門医、研究機関の研究者、スポーツ団体代表らが、産業界からはノバルティス、アディダス、ダノン、ロレアルなど、業界を代表する企業の専門家が就任している。

図表-2-14 PNAPS 策定にあたり設置された委員会／分科会の構成

委員会（Commission）／分科会（Groupes）		委員（Membres）		参考人（Personnalités auditionnées）	
分科会			府省（人数）		府省（人数）
	CPSS（Commission Prévention Sport et Santé; スポーツ及び予防保健委員会）	14人	厚生青少年スポーツ市民生活省（1）	—	—
GT1	子供及び青年を対象としたAPS推進 Promotion des Activités Physiques ou Sportives chez l'Enfant et l'Adolescent	15人	厚生青少年スポーツ市民生活省（事務次官）、国民教育省（2）、内務省（1）	11人	国民教育省（3）
GT2	大学におけるAPSの推進 Promotion des APS à l'Université	5人	—	18人	—
GT3	企業におけるAPSの推進 Promotion des APS dans les Entreprises	5人	—	42人	労働社会関係連帯省（1）
GT4	高齢者を対象としたAPSの推進 Promotion des APS chez les Seniors	11人	厚生青少年スポーツ市民生活省（1）	7人	—
GT5	APSによる予防保健研究の推進 Promotion des APS en Prévention Tertiaire	10人	—	8人	—
GT6	環境分野におけるAPSの推進 Promotion des APS dans l'Environnement	10人	—	3人	—
GT7	APSに関する研修の推進 Promotion des APS dans la Formation	11人	—	11人	国民教育省（2）、法務省（1）
GT8	APSに関するコミュニケーションの推進 Communication pour promouvoir les Activités Physiques ou Sportives	3人	—	14人	厚生青少年スポーツ市民生活省（1）、エコロジー持続可能開発エネルギー省（1）

（PNAPS 報告書 pp.285-295 より整理）³⁵

PNAPS 報告書は、分科会別に、問題の所在と背景（le contexte et les enjeux）、勧告（les recommandations）、意見（le propositions）、参考資料により構成されている。

意見（le propositions）には、当該テーマにおける国の役割（Etat des lieux）及び責任の在り方を明確に示すとともに、ケベック州（カナダ）、ニュージーランド、フィンランドなど、参考となる諸外国の取組事例が掲載されている。

³⁵ 委員会及び分科会には、複数の会に重複して就任している委員または参考人もいるために、表の人数の和は本文に示した合計人数と一致しない。

第2章 フランス

② APS（身体活動及びスポーツ活動）政府計画

2012年10月10日、ヴァレリー・フルネロスポーツ青少年社会教育市民活動大臣、マリソル・トゥーレーヌ社会厚生大臣は共同で、‘APS (Activités Physiques et Sportives; 身体活動及びスポーツ活動) のための政府計画’を閣議に提出し、承認された³⁶。

これは、首相が公共保健戦略の推進を図るための国家的計画の策定をスポーツ担当大臣及び厚生担当大臣に命じ、両大臣が予防保健の観点から身体活動及びスポーツ活動による運動不足対策を全国レベルで推進するための具体的な方針を策定したもので、‘スポーツ・健康・生活改善 (Sport Santé Bien-être)’を計画のキーワードとして、全国民、全年齢層に対するAPSの振興を図るものである。なお、この政策において用いられる‘スポーツ’は、高水準の競技スポーツを除いた、日常的なスポーツ活動を意味する。

政府計画は、関係府省及び関係する国の地域圏出先機関に対する政策推進方針を定めた通達の発出により明確化される。政府計画の閣議承認を受けて、社会関係担当省の事務次官、及びスポーツ担当省、厚生担当省、社会統合担当省の各局長の連名による「公共保健におけるスポーツ活動及び身体活動の推進と開発を行うための実施基準に関する通達」が2012年12月24日付で発出された。通達の宛先は、厚生担当大臣、スポーツ担当大臣、全地域圏の厚生担当事務次官及びスポーツ担当事務次官である³⁷。

この通達は、地域圏においてAPSを非投薬治療手段(thérapeutique non médicamenteuse)と捉えて推進する医療関係者を増やし、APSを予防保健活動の中核手段として振興するために、地域圏が独自の行動計画(plan d'action)を定めるに際しての戦略的方針(lignes stratégiques)を以下のように示した。

- a. 非感染性疾患(例:糖尿病、高血圧、がん)の患者に対するAPS活動(特にレジャー活動)の振興、推進を図る
- b. 住まいが自宅かまたは介護施設か、活動能力がどれほど衰えているかを問わず、高齢者に対するAPS活動(特にレジャー活動)の振興、推進を図る
- c. 介護施設など高齢者の居住施設におけるスポーツ及び身体活動を、日常かつレベルの高いものとする
- d. 住まいが自宅かまたは障害者施設かを問わず、障害者に対するレジャー活動の提供を強化し、各機関の障害者支援計画策定の際にAPSの導入を図る
- e. 自治体が自らの政策においてスポーツ及び身体活動が保健のうえで重要なファクターとなることを重要視し、医療保険を財源とした予防保健政策の実施のための契約など調達に際しても、APSを一義的なツールとして用いる
- f. 地域圏健康スポーツネットワーク(réseaux régionaux sport-santé)のような地域における連携活動を推進し、関係各者の積極的な関与を図る

2013年10月11日、スポーツ担当省の地域圏出先機関であるDRJSCS(青少年スポーツ

³⁶ ARS (L'Agence régionale de santé, Activité physique, Orientations Nationales)

<http://www.ars.picardie.sante.fr/Activite-physique.162051.0.html>

³⁷ Programmation 2013 Appel à Projet "sport santé bien-être", instruction ministérielle n°

DS/DSB2/SG/DGS/DS/DGCS/2012 /434 du 24 décembre 2012

http://circulaire.legifrance.gouv.fr/pdf/2013/01/cir_36363.pdf

社会統合地域圏局)³⁸と厚生担当省の地域圏出先機関であるARS(社会地域圏保険庁)は共同で‘2013年-2015年スポーツ・健康・生活改善計画’を策定し、調印した³⁹。

これは、2012年12月の通達を受けてDRJSCSとARSが連携し、地域圏における先2年間の施策及び業績目標、ならびに行動計画を設定したものである。また、各地域圏において同政策を推進するために‘予防保健委員会’と‘社会医学委員会’の2つを設置すること、常設委員会COPIL(Comité de pilotage)の構成員をスポーツ担当省及び保健担当省の地域圏出先機関各局の代表者合計13人で構成すること、常設のプロジェクトチームを設置し、両省地域圏出先機関の代表者のほか高齢者、障害者、大学から民間の代表者各1人で構成することを定めている。

³⁸ DRJSCSは‘2009年12月10日付青少年スポーツ社会統合地域圏局の組成と任務に関するデクレ第2009-1540号’に基づき、2010年にフランス本土の22の地域圏に設置された。スポーツ、社会統合に関する施策を統率、調整する任務を担い、中央行政とのリエソンの役割を担う。

³⁹ ARS(2013)‘Plan Sport Santé Bien-être 2013-2015’
<http://www.ars.centre.sante.fr/Plan-sport-sante-bien-etre-201.164464.0.html>

第2章 フランス

③ ‘金に値する10のルール!’ キャンペーン

2013年、スポーツ担当省、国民教育省、社会厚生省は共同で、スポーツ活動による健康被害予防のための、‘スポーツは健康のために、金に値する10のルール! (Le sport, c'est la santé, 10 réflexes en or!) キャンペーン’を開始した⁴⁰。

当キャンペーンは、フランスにおいてスポーツ中の突然死が年間1,200件から1,500件発生していることに鑑み、スポーツに起因する突発的な循環器系の疾患を予防するために推進するものである。

当キャンペーンは、スポーツ循環器専門医協会が医科学的な監修を実施し⁴¹、日常のスポーツ活動において注意すべきことを10個のルールにまとめ、さまざまな手段を用いて国民に啓蒙することを目的としている。

これらルールは、以下の3つの原則に基づく。

- 私は、自分の健康に気を配ります。
- 私はスポーツをするとき、常識に従ったシンプルなルールに敬意を表します。
- 私は身体に異常を感じたら、ためらわずに医師に診てもらいます。

10のルールとは、以下のようなものである。

- ルール1: 運動の後に胸に痛みを感じたり、息切れしたりしたときは、医師に相談する
- ルール2: 運動中や運動の後に動悸を感じたら、医師に相談する
- ルール3: 運動中や運動の後に気分が悪くなったときは、医師に相談する
- ルール4: 運動するときは、10分間のウォーミングアップとクールダウンを励行する
- ルール5: トレーニング中や競技中は、30分に1回、3~4口の水を飲む
- ルール6: 戸外の気温がマイナス5度以下、または30度以上のときは、激しい運動を控える
- ルール7: スポーツ活動の前後、最低2時間は、絶対にタバコを吸わない
- ルール8: 興奮作用のあるものは決して服用せず、自分の判断で薬を服用しないことを原則とする
- ルール9: 熱があるとき、インフルエンザの症状(熱や痛み)から8日以内は、スポーツをしない
- ルール10: 35歳以上の男性、45歳以上の女性が激しい運動をする前には、医師のチェックを受ける

スポーツ担当省と社会厚生省は、当キャンペーンの周知をはかるため、10のルールがレイアウトされたウェブ用のバナー、ポスター、二つ折パンフレット、リーフレット、連絡メモなどのツールを、専用ウェブサイトから自由にダウンロードできるようにしている⁴²。

⁴⁰ Le sport c'est la santé <http://www.sports.gouv.fr/10reflexesenor/campagne.html>

⁴¹ Club des Cardiologues du Sport http://www.clubcardiosport.com/document_detail.php?doc_id=238

⁴² Télécharger vos outils de communication http://www.sports.gouv.fr/10reflexesenor/kit_de_com.html

(2) スポーツを通じた国際交流・貢献の推進

2014年1月15日、外務省は、スポーツ担当省と外務省が連携してスポーツ外交を強化し、共同で海外におけるスポーツ競技活動を支援するためのイニシアティブを公表した⁴³。

共同イニシアティブは、スポーツ行動計画のためのスポーツ大使の設置について両省が合意し、スポーツ行動計画は以下の骨子からなる。

① 目標

- ・フランスにおける大規模スポーツ競技大会の魅力を向上する
- ・国際競技大会に出場する代表選手の人数を増加させる
- ・オリンピック運動における公用語としてのフランス語の振興を図る・スポーツ倫理に関する方針を徹底する
- ・フランスのスポーツ産業の海外におけるプレゼンスを高める

② 実施事項

- 両省、及び両省の下部機関は、優先事項を定める
 - ・スポーツ（外交）を優先する相手国
 - ・スポーツに関する事項の責務を負う外交官を大使館に配置する
 - ・外務省とスポーツ担当省は共同でスポーツ外交強化のためのハンドブックを作成し、国際的なスポーツに関する知識を高める
 - ・フランスで開催する大規模スポーツ競技大会に関与する人々を育成する
 - ・国連やユネスコ、欧州委員会などの国際機関におけるフランスの主導的地位を、例えばスポーツ倫理などの分野で確立する
- スポーツ分野における両省のネットワークを拡充する
 - ・フランスの国際スポーツ機関におけるマネジャー、スーパーバイザーの関係を強化する
 - ・フランスの著名なアスリートやスポーツ関係者を、大統領や大臣らが外遊する際に随行させる
 - ・国際的なスポーツ競技大会に外交官ポストの人材を関与させる
 - ・国際的なスポーツ競技大会組織や主要な国際スポーツ団体の幹部にフランス人が登用されるよう働きかける
 - ・在外公館は、フランス代表チーム訪問にあたり歓迎プログラムなどを開催する
 - ・主要なスポーツ競技大会を我が国で開催する際に、海外からの参加者に対してフランスのイメージが向上するように図る（例：2014年世界馬術選手権、2016年ユーロカップ）
 - ・国際競技大会のホスト国として、オリンピック公用語としてのフランス語の振興を図る
- 経済外交におけるスポーツの振興
 - ・スポーツに関して特定の省庁が活発に意思疎通を図る（スポーツ関係の輸出に関する、スポーツ担当省とフランス企業振興機構）
 - ・海外のスポーツ競技大会に力を入れ、事業者の代表組織である MEDEF（フランス企業運動）インターナショナルと強力な連携をはかり、スポーツ用品、スポーツインフラ、スポーツグッズ、スポンサーシップなどの経済機会を逸しないようにすること
 - ・国際的な事業を行う企業、とりわけ海外のスポーツ競技大会関係に応札するフランス企業を支援する

③ 協力組織

- LE COMITÉ FRANÇAIS DU SPORT INTERNATIONAL (CFSI)
- LE BUREAU DE L'ÉCONOMIE DU SPORT ET DU SPORT PROFESSIONNEL
- LA DÉLÉGATION INTERNATIONALE AUX GRANDS ÉVÉNEMENTS SPORTIFS (DIGES)
- L'AMBASSADEUR POUR LE SPORT

⁴³ France Diplomatie, Presentation of key initiatives for sport diplomacy in France (Paris, January 15, 2014) <http://www.diplomatie.gouv.fr/en/french-foreign-policy-1/economic-diplomacy/events-2134/article/presentation-of-key-initiatives>

第2章 フランス

5. 参考文献

【日本語文献】

- ・岩垣真人（2014）「フランス財政システムの変容と会計院－権力の交錯点としての高級官僚団と LOLF 体制－」一橋法学 13(2), pp.245-310
- ・WIP ジャパン（2013a）「スポーツ庁の在り方に関する調査研究」第2章フランス
- ・WIP ジャパン（2013b）「スポーツ政策調査研究（海外のスポーツ基本計画に関する調査研究）第2章フランス
- ・大迫丈志（2013）「中央省庁再編の制度と運用」国立国会図書館調査及び立法考査局 調査と情報 第 795 号
- ・奥村公輔（2013）「（立法紹介）公共政策の評価における議会と会計検査院の役割－政府活動の統制及び公共政策の評価に関する国会の手段を強化する 2011 年 2 月 3 日の法律第 140 号」日仏法学 27 号 pp. 104-107
- ・松本由美（2012）「フランスにおける保健医療計画の導入と展開：医療への平等なアクセス実現を目指して」海外社会保険研究 Spring 2012 No.178
- ・中村紘一他監訳（2012）「フランス法律用語辞典」三省堂
- ・三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング（2011）「ドイツ及びフランスにおける財務書類の検査及びその結果の報告の状況に関する調査研究」
- ・佐藤信行（2011）「財政」植野妙実子編『フランス憲法と統治構造 日本比較法研究所研究叢書 82』中央大学出版部 pp. 129-152
- ・滝沢正（2010）「フランス法（第四版）」三省堂
- ・中西一（2009）「フランス予算・公会計改革」創成社
- ・新日本監査法人（2008）「フランスの行財政改革と業績予算の実態に関する調査」
- ・新日本監査法人（2008）「フランスの公会計・予算改革と会計検査院の役割に関する調査研究」

【フランス語文献】

- ・Ministère des Finances et des Comptes publics（2014）'Recueil des règles de comptabilité budgétaire de l'État'
- ・ARS（2013）'Plan Sport Santé Bien-être 2013-2015'
- ・Ariel Eggrickx（2012）'Réflexion critique sur l'adoption d'outils de gestion par mimétisme: le cas de la LOLF', Revue Management & avenir - N°54
- ・Cécile Piney（2012）'Pilotage par la performance au quotidien dans un service public : quelle place pour les conditions de vie au travail ?', Innovation et Travail : sens et valeur du changement
- ・Emmanuel Millard（2011）'Témoignage du chef de la mission « performance de l'action publique », direction du budget, ministère du budget, des comptes publics, et de la réforme de l'État', Revue française d'administration publique, 2011
- ・Sandra Motchaud, Pierre Dantin（2011）'Le modèle sportif français: bilan et perspectives', Lavoisier
- ・Manel Benzerafa Alliat, et.al.（2010）'La distance objectif-indicateur expliquée par l'ambiguïté dans la gestion publique cas de la loi organique relative aux lois de finances (LOLF)', Sciences de l'Homme et Société/Gestion et management, Vol.27/1, 2010
- ・Emmanuel Bayle（2010）'La gouvernance des fédérations d'associations chargées d'une mission de service public : le cas des fédérations sportives françaises', Politiques et management public
- ・Gilles Barouch（2010）'La mise en œuvre de démarches qualité dans les services publics : une difficile transition', Politiques et management public, Vol 27/2, 2010
- ・François Lafarge（2009）'la méthode suivie par la révision générale des politiques publiques', Revue française d'administration publique 2/2009 (n° 130)